同時履行の抗弁 宅建H30-01-1 ≪#980≫

【問】正誤をつけよ。

AがBに甲土地を売却した。甲土地につき売買代金の支払と登記の移転がなされた後、第三者の詐欺を理由に売買契約が取り消された場合、原状回復のため、BはAに登記を移転する義務を、AはBに代金を返還する義務を負い、各義務は同時履行の関係となる。

【答え】正しい

≪ポイント≫ 同時履行の抗弁

同時履行の関係に	
立つ	立たない
 ・売主の物の引渡し(登記)と、買主の代金支払い ・取消し・解除による原状回復義務 ・受取証書の交付と、弁済 ・請負人の完成物の引渡しと、注文者の報酬支払い 	・賃借家屋の明渡しと、敷金の返還 ・抵当権抹消手続と、弁済 ・債権証書の返還と、弁済

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット)&宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット 宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

https://shibuyakai.com/